

仕 様 書

本仕様書は、甲が乙に委託する令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託の内容について定める。

1 件名

令和6年度巡回健診及び特定保健指導業務委託 一式

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ただし、特定保健指導については、委託期間内に実施した巡回健診の結果に基づく指導を行う対象者が、委託期間内に初回面談を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落による中途終了も含む。）する日までを委託期間とする。

3 委託業務内容

(1) 巡回健診及び特定保健指導

厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及びその規定に基づく厚生労働省告示等に基づき実施すること。

ア 案内資料の作成

巡回健診の実施に当たり、開催日時、健診会場、予約方法や受診のために必要な事項を分かりやすく記載した案内資料及び予約申込書（返信用ハガキによるものとし、予約申込書には組合員証番号及び希望する会場、日時、希望検査項目を記載する欄を設けるものとする。）を作成し、対象者分を印刷後、支部事務局が指定する場所へ納品すること。

イ 巡回健診の実施

- (ア) 実施会場については、別表の基準のとおりとする。
- (イ) 予約の受付は、ハガキ、インターネット又は電話にて対応すること。
- (ウ) 厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び厚生労働省告示の規定に基づく特定健康診査を実施すること。
- (エ) 特定健康診査の報告形式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。

ウ 特定保健指導の実施

- (ア) 初回面接は2回に分割し、対面形式又は情報通信技術を活用した遠隔面接により実施することとし、情報通信技術を活用した面接を実施する場合は実施会場の設置は要さない。
- (イ) 特定保健指導の課金については、完全従量制とする。従量単価については、令和6年3月「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」付属資料1-3：標準的な見積様式の例を参考にして積算すること。
- (ウ) 実施状況報告書等の作成については、次のとおりとする。
 - a 特定保健指導の保健指導報告書及びその他報告すべき事案の報告書を、定期的に作成すること。
 - b 受診者からの苦情及び特定保健指導実施中に問題が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - c a及びbの報告書は、任意様式で作成することとし、FAXによる報告でも可とする。
- (エ) 特定保健指導支援計画及び実施報告書の作成
 - a 報告様式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。
 - b 中途脱落した受診者については、判明している事項を記載し報告すること。

(2) がん検診の実施

巡回健診の受診者から希望があった場合、特定健康診査と同時にがん検診を行うものとする。検診項目については、「便潜血検査」、「胃部レントゲン検査」、「乳がん検査（超音波）」及び「子宮頸がん検査（自己採取）」とする。

(3) 健診督促（受診勧奨）

本業務の実施方法は、乙が原案を作成し、甲、乙、協議して決定する。

ア 乙は甲の定める期日に未受診者に健診受診を促す通知を行うものとする。

イ 乙は甲が作成した本業務の対象者データをもとに、通知を甲が指定する場所に送付する。

ウ 本業務の実施は、甲が実施する特定健康診査の受診勧奨に限り行うものとする。

4 その他

(1) 厚生労働省告示「特定健康診査の外部委託に関する基準」及び「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

(2) 個人情報保護に関する関係法令等を厳格に遵守すること。

(3) 支部事務局が主催する委託業務に関わる打ち合わせ等に出席すること。

(4) 感染症の感染拡大等により巡回健診又は特定保健指導を延期又は中止せざるを得ない場合、その旨を受診予定者へ通知すること。

(5) この仕様書に明記されていない事項については、支部事務局と協議の上、実施すること。

実施会場基準

1 巡回健診

茨城県内を4地区（県北・県央・県南・県西）に分け、1地区につき、最低2会場設けるものとする。

なお、同一会場で日程を2回に分けて実施した場合も、2会場設けたものとみなす。

| 地区名 | 該当市町村 | 設置会場数 |
|------|---|-------|
| 県北地区 | 北茨城市・高萩市・日立市・常陸太田市 ・常陸大宮市・那珂市・ひたちなか市・ 城里町・東海村・大子町 | 2会場以上 |
| 県央地区 | 水戸市・笠間市・鉾田市・小美玉市・石 岡市・茨城町・大洗町 | 2会場以上 |
| 県南地区 | 土浦市・つくば市・かすみがうら市・行 方市・鹿嶋市・潮来市・神栖市・稲敷市 ・牛久市・龍ヶ崎市・取手市・つくばみ らい市・守谷市・阿見町・利根町・河内 町・美浦村 | 2会場以上 |
| 県西地区 | 筑西市・桜川市・下妻市・常総市・坂東 市・古河市・結城市・八千代町・境町・ 五霞町 | 2会場以上 |
| 合 計 | | 8会場以上 |

2 特定保健指導

情報通信技術を活用した遠隔面接を実施しない場合は、初回面接実施会場を巡回健診の基準と同様に茨城県内に8会場以上設けること。